高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案

現行制度を巡る課題

高速自動車国道の整備過程の透明性

高速自動車国道の整備過程の透明性について、国幹会議における審議が形式的・不十分であり、国会等で厳正にチェックすることとすべきとの指摘がある

高速道路の利便増進へのニーズ

高速道路における交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るための車線の増設、ミッシングリンクの解消など、高速道路の利便増進に対するニーズがある

法改正等の概要

高速自動車国道の整備過程の透明性の向上

国幹会議は廃止し、国会、第三者機関で 十分にご審議いただくことにより、関係都 道府県等からの意見聴取と併せて、高速 自動車国道の整備の内容を厳正にチェック

国会等によるチェック

高速自動車国道の整備効果を広く国民に明らかにするため、国に対し、事業評価の結果等の公表を義務付け【法律】

※国会による厳格なチェックを可能とするため、予算審議に向けて事業評価の 結果を公表【予算】

4

第三者機関によるチェック

整備の各段階ごとに、社会資本整備審議会で審議し、学識経験者が計画の妥当性等を専門的な視点からチェック【法律】

地方公共団体によるチェック

整備計画の作成等の前に、関係都道府県等の意見を聴取【現行法】

高速道路利便増進事業の拡充等

高速道路ストックを有効活用し、通行 者等の利便の増進を図るため、高速道路 利便増進事業のメニューを追加【法律】

事業メニュー

- ・料金の引下げ
- ・スマートICの整備
- IC (スマートIC以外)、JCT の整備
- ・車線の増設
- ・既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設・改築
- ・SA・PA(自動車駐車場)の整備

※下線部は今回追加するもの

高速道路利便増進事業についても、計画 作成等の前に、事業評価結果等の概要を 公表【法律】

※上記措置に伴い、国幹会議の設置根拠である国幹道法は廃止【法律】



高速道路ストックを有効に活用するとともに、整備過程の透明性を 十分に確保した、利便性の高い高速道路の整備を推進

高 速 自 動 車 玉 [道法] 及び道路整備 事業に係る国 の財政上の特別措置に関する法律の一 部を改正する等の

法律案要綱

第一 高速自動車国道法の一部改正

予定路: 線 0) 決定、 路線 \mathcal{O} 指定及び整備 計 画の決定に係る社会資本整 備審議会の審議

るとき並 びに 整 備計 画 を定め又は変更しようとするときは、 社会資本整備· 審 議 会の 議 を経れ な け れ ば なら

ないものとすること。

玉

土交通大臣

は、

予定路

品線を定³

める政令及び路

線を指定する政令

 \mathcal{O}

制定又は

改廃

の立案をしようとす

(第三条、第四条、第五条関係

二 整備計画の公表

玉 土 交 通大 臣 は、 整 備 計 画を定 め、 又は 変更したときは、 遅滞. なく、 これを公表 L なけ れ ば なら ない

ものとすること。

(第五条関係

三 高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 整 備 過 程 \mathcal{O} 透 明 性 \mathcal{O} 確 保

玉 は 整 備 計 画 [を定 8) ようとす る場 合に お 1 て、 当 該 整 備 計 画 に 係 る 高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 整 備 に 関 す る

事 業 \mathcal{O} 実 施 が 玉 民 生 活 及び 社会経 済に 及ぼ すことが ,見込, ま れ る影響 響 \mathcal{O} 把 握 及 び ح れ を基 一礎とす る評 価 を

行 V) そ \mathcal{O} 結果 を公表するほ か、 高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 整 備 過 程 \mathcal{O} 透 明 性を確認 保するため、 必要な 措置 を講

ずるものとすること。

(第五条の二関係)

四 社会資本整備審議会による資料提出の要求等

社会資本整備審議会は、 高速自 動 車 国道法 の規定による審議を行うため必要があると認めるときは、

関 係行政機関 の長等に対し、 資料 \mathcal{O} 提出を求めること等ができるものとすること。 (第五条の三関係

第二 道路整備事業に係る国の 財 政上 0 特別措置に関する法律の一部改正

一 高速道路利便増進事業に関する計画の概要等の公表

独立 行 政法 人日 本高 速道 路保有 債務 返済機構 及び 高 速 道路株式会社は、 高 速道路 利便增 進 事 業に関

する計 画 を定め ようとするときは、 当 該 高 速道路 利 便 増 進 事 · 業 の概要等を公表するものとすること。

高速道 路利便 増進 事業に 関 はする 計 画 \mathcal{O} 整 備 計 画 \mathcal{O} 適 合

玉 土 交通大臣 は、 高 速 道 路 利 便 増 進 事 業に 関 する 計画 に 定 の事 業に関 する事項が 定められ てい 、る場

合に あ 0 て は 当 該 事 業の 内容が 整備 計 画 に 適合 L てい る場合に限 ŋ, 当該 計 画 に同 意することができ

るものとすること。

三 高速道路利便増進事業の範囲の拡大

高 速道 路利便 \増進事 業に該当する事業として、 高速道路の車線の増設に関する事業であって、 当該高

速道路の自動車交通の安全性の向上又は渋滞の解消のため必要と認められるもの等を追加するものとす

ること。

(第四条関係)

第三 国土開発幹線自動車道建設法の廃止

国土開発幹線自動車道建設法を廃止するものとすること。

第四 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

 \equiv 政府は、 高速 道路利便増進事業の 推進のため、 必要な措置を講ずるものとすること。 (附則関係)

第五 その他所要の改正を行うものとすること。

高速. 自 動 車 玉 道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の

法律

(高速自動車国道法の一部改正)

第一 条 高 速 自 動 車 玉 道 法 (昭和三十二年法律第七十九号) の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の三」に改める。

第二条第三項を削り、 同条第二項を同条第三項とし、 同条第一項を同条第二項とし、 同条に第一項とし

て次の一項を加える。

この 法 律に お 7 7 「高 速自動 車 玉 道 とは、 自 動 車 . の 高速交通 \mathcal{O} 用 に供する次に掲げる道路であつて

第四 条 第 項 \mathcal{O} 規定 によりその 路 線が 指定され た も の を う。

国土を縦貫し、 又は 横断する道路その他の全国 一的な. 自 動 軍交通! 網の枢要部分を構成する道路で政治

上、経済上又は文化上特に重要な地域を連絡するもの

前号に掲げ るも \mathcal{O} 0) ほ か、 玉 \mathcal{O} 利害 に特に重大な関係を有する道路

第三条及び第四条を次のように改める。

(予定路線)

第三条 高速自動車国道の予定路線は、政令で定める。

2 前 項 0) 政 令 に おい て は、 路線 名、 起点、 終点及び主たる経過地を明らかにしなければならない。

3 玉 土 一交通 大 臣 は、 第 項 \mathcal{O} 政 令 \mathcal{O} 制 定 又 は 改 廃 \mathcal{O} 立案をしようとするときは、 あ 5 か ľ め、 社会資本

整備審議会の議を経なければならない。

(路線の指定)

第四 _ 条 高 速自 動 車 玉 道 (の路) 認線は、 前条第一項の予定路線 のうちから政令で指定する。

2 前 条第二項及 Ţ 第三 項 (T) 規 定 は、 前 項 \mathcal{O} 政 令に つい て準 用する。 この場合にお 7 て、 同 条第二項中

主たる 経 過 地 とあ る \mathcal{O} は、 重 一要な経過 過 地そ \mathcal{O} 他 路 線 に つい て必要な事 項」 と読 み替えるものとする。

第五条第二項を削 り、 同 条第三項を同条第二項とし、 同条第四項中 「会議」 を あらかじ め、 社会資

本整 備 審 議 会 に改 め、 同 項を同り 条第三項とし、 同条第五項中 「第三項」を 「第二項」に改め、 同項を同

条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 玉 土交通大臣 は、 第 項又は 第二項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により整備 計 画を定め、 又は変更したときは、 遅滞なく、

これを公表しなければならない。

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 整 備 過 程 の透 明 性 \mathcal{O} 確 保)

第五 条 の 二 玉 は 前 条 第 項 文は 第二項 \mathcal{O} 規 定 により 整 備 計 画を定め、 又は 整 備 計 画 \mathcal{O} 変更 (政令で定

8 る軽 微 な変更を除く。) をしようとす る場合に お 1 て、 当 該 整 備 計 画 又 は 当 該 整 備 計 画 \mathcal{O} 変 更に 係 る

高 速 自 動 車 国 道 の整 備について、 その整備効果 (当該高速自動 車 玉 道 \mathcal{O} 整備 に関する事業 0 実施 が 玉 民

生活 及び社会経済に及ぼすことが見込まれる影響をいう。) の把握及びこれを基礎とする評 価 を行 V)

その 結果を公 一表するに ほ か、 高速自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 整 備 過 程 の透 明 性 を確保するため、 この 法 律 0 規 定に よる

社 会資 本 整 備 審 議 会 \mathcal{O} 審 議 \mathcal{O} た \Diamond に 提 出 され た資 料 \mathcal{O} 公 表 その 他 \mathcal{O} 必 要な措置 を講ずるものとする。

(資料提出の要求等)

第五条 の三 社会資本整 備審議会は、 この法律の規定による審議を行うため必要があると認めるときは

関 係 行 政 機関 \mathcal{O} 長 関 係 地方公共 寸 体 \mathcal{O} 長 独 立 行政 法 人日 本 高 速道 路 保 有 債 務 返 済機 構 \mathcal{O} 理事 長及

高 速 道 路 株 式 会社 法 (平成十六年法 律 第九 + 九号) 第 条に規定する会社 一の代 表者に 対対 資料 \mathcal{O} 提

び

出 意見 の表明、 説明その 他必要な協力を求めることができる。

2 社会資· 本整備審議会は、 この 法 律の規定による審議を行うため特に必要があると認めるときは、 前項

に 規定する者以外の者に対しても、 必要な協力を依頼することができる。

第十一 条の二第二項 第 号及び第二号中 「第三項」 を 「第二項」 に改 いめる。

(道 路整 備 事 業 に .係る[玉 \mathcal{O} 財 政 上の 特 別措 置 に 関する 法律 0 部改 正

第二条 道路整備 事 業に係る る国 lの 財 政上の特別措置 に関する法律 昭昭 和三十三年法律第三十四号) の 一

次のように改正する。

第四 [条第二項中 「係る」を 「関す Ś に改 め、 同 条第三項中 あら かじめ」 を削 り、 「ために」 を

ため、 あら か じ め、 次に 撂 げ る事 項 を公表するほ か、 に 改 め、 同 項 E · 次 の 各号を加える。

一 当該計画に定めようとする前項第一号に掲げる事項の概要

当該 計 画 に 第十項第一号から第三号までに掲げる事業 (高 速自動 (車国道に係るものに限る。) に関

す Ź 事 項を定めようとする場合にあつては、 高 速 自 動 車 玉 道 法 昭昭 (和三十二年法律第七十九号) 第五

条 の 二 0) 規定により公表されたこれらの 事 業 に係 る評 価 \mathcal{O} 結 果 0) 概 要

部を

第四条第四 項第一号を次のように改める。

当該 計 画 \mathcal{O} 実施が当該高速道路の通 行者及び利用者の利便の増進を図る上で適切かつ効果的である

と認 8) られること。

第四 条 第 四 項 に次の二号を加 える。

五.

当該

計

画

に

第十

項第一号から第三号までに掲げる事業

す うる事 項が定められている場合にあつては、 当該事業の内容が高速自動 車 国道法第五条第 項 又 へは第

(高

速

自

動

車 玉

道に係るものに限

る。

に

関

項 0 整備 計 画に適合していること。

六 当該 計 画 に 第十項第五号に掲げる事 務が定め 5 れて いる場合にあつては、 当該. 事 務 0 実 施 が 機 構

条第 項第七 号に 規 定す Ź 徴 収 期 間 を 通 じ た高 速 道 路 料 金 (同号に 規定する る料 金 を 1 う。 第十

項第五号にお いて同じ。) \mathcal{O} 額 の合計額を減少させることによる当該高速道路 0 通行者及び利用 者の

負 担 の軽減な を図る上で適切か つ効果的であると認められること。

第四 条 第 十項第 一号中 (高速道路を除く。)」 を削り、 同項第二号を同項第五号とし、 同項第一 号の

次に次の三号を加える。

法

高 速 道 路 \mathcal{O} 車 線 \mathcal{O} 増設に関する事業 (前号に規定するものを除く。) であつて、 当該 高 速道路 の自

動 車 交通 の安全性 \mathcal{O} 向 上又は 渋滞 0 解 消 \mathcal{O} ため 必 要と認められるもの

 \equiv 既存 \mathcal{O} 高 速 道 路 間 を連 絡 する 高 速 道 路 \mathcal{O} 新 設 又は改築に関す る事業であつて、 既 存 0) 高 速 道路 \mathcal{O} 通

行 者 及 び 利 用 者 \mathcal{O} 利 便 \mathcal{O} 増 進 \mathcal{O} た め そ \mathcal{O} 速 Þ か な 実施 が 特 に必 要と認 \Diamond 5 れ るも \mathcal{O}

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 事業を含む。 であ つて、 高速道 路 に附 属する既存の自 動 車 駐 車 場 \mathcal{O} 著 L 7 混 雑 を緩和するた

め必要と認められるもの

兀

高

速

道

路

に

附

属

す

る

自

動

車

駐

車

場

の整

備

に関

す

る事

業

これ

に

. 附

帯

す

Ź

通

路

 \mathcal{O}

拡

幅

に

関

す

る事

業

そ

国 王 開 発 幹 線 自 動 車 道 建 設 法 \mathcal{O} 廃 止

第三条 国 土 開 発 幹 線 自 動 車 道 建 設 法 (昭 和三十二年法律第六十八号) は、 廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際現 に · 第 条 \mathcal{O} 規定によ る改 正 前 0) 高 速 自 動 車 玉 道 法 次 項 及 び 第三 項 に お 7 7

旧 高 速 自 動 車 玉 道 法 とい . う。 第三 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 定 8 5 れ て 7 る高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 予 定 路 線

予定 路 線 は 政 令 で定 \otimes るところに ょ ŋ 第 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 高 速 自 動 車 玉 道 法 次 項 及 び 第

及び

第三

条

 \mathcal{O}

規

定

により

る

廃

止

前

 \mathcal{O}

玉

土

開

発

幹

線

自

動

車

道

建

設

法

第三条に

規定す

る国

土

開

発

幹

線

自

動

車

道

 \mathcal{O}

項 É お 1 7 「新 高 速 自 動 車 玉 道 法 という。) 第三 一条第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 定 め 5 れ た 高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 予

定路線とみなす。

2 0 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 際 現 (Z 旧 高 速 自 動 車 国 道 法 第 匹 [条第 項 \mathcal{O} 規定 によりされてい る 高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 路

線 \mathcal{O} 指 定 は 新 高 速 自 動 車 玉 道 法 第 兀 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ りさ れ た 高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 路 線 \mathcal{O} 指 定 とみなす。

計 画 は 新 高 速 自 動 車 玉 道 法 第 五. 条 第 項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り 定 め 5 れ た 整 備 計 画 لح みな 3

 \mathcal{O}

法

律

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

際

現

12

旧

高

速

自

動

車

玉

道

法

第

五

条

第

項

又

は

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

V)

定

 \Diamond

5

れ

て

1

る

整

備

第三条 第二 条 \mathcal{O} 規 定に、 ょ る改 正 前 \mathcal{O} 道 路 整 備 事 業 に 係 る国 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 别 措 置 に 関 す る法 律 (次項 及 び附

則 第 五. 条 に お 1 7 旧 特 別 措 置 法 とい う。 第四 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 行 わ ħ た 債 務 \mathcal{O} 承 継 は 第 条

規 定 に ょ る改 正 後 \mathcal{O} 道 路 整 備 事 業 に 係 る 玉 \mathcal{O} 財 政 上 \mathcal{O} 特 別 措 置 に 関 す る 法 律 次 項 及 び 附 則 第 五. 条 に お

 \mathcal{O}

1 て 新 特 別措置法」という。 第四条第一 項の規定により行わ れた債務 の承継とみなす。

2 旧 特 別 措 置法第四 条第四 項又は第八項の同意を得た計画は、 新特 別措置法第四条第四 項又は第八項の同

意を得た計画とみなす。

(政令への委任)

第 四 _ 条 前二 条に定 \Diamond る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 この 法 律 \mathcal{O} 施行 に 関し必可 要な経過措 置は、 政令で定 ためる。

(高速道路利便増進事業の推進)

第 五. 条 政 府 は、 附 則 第三 一条第 項 0 規定に より新 特 別措置法第四条第 項の 規定により行わ れ た債 務 0 承

継 とみなされ る 旧 特 別措 置 法 第四 条第 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ 行 わ れ た 債 務 \mathcal{O} 承 継 \mathcal{O} ほ か 新 特 別 措 置 法第 匹 条

第十 項 に 規 定す る 高 速道 路 利 便 増 進 事 業 を推 進するため、 必 要 な 措 置 を 講 ずるも のとする。

(道路法の一部改正)

第六条 道路 法 (昭 和二十七 年法律第百八十号) の — 部を次のように改正する。

第 七十九 条第 項 中 玉 土 開 発幹線 自 動 車 道 建 一設会議 \mathcal{O} 権限 に 属 せ L \Diamond 6 れた事 項を除き」 を削る。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第七条 道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中 「又は道路法」を「又は同法」に改め、 同条第五項第三号中「第三項」を「第二項」に

改める。

第二十九条第三項中「第八条第一項の許可を受けた」を削る。

(道路交通法の一部改正)

第

八条 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号の二中「第四条第一項に規定する道路」 を 「第二条第一項に規定する高速自動車国

道」に改める。

(高速道路株式会社法の一部改正)

第九条 高速道路株式会社法 (平成十六年法律第九十九号) の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中 「第四条第一項」を 「第二条第一項」 に改める。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十条 国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号) の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表国土開発幹線自動車道建設会議の項を削る。

二年法律第七十九号)」を加える。

第十三条第一項第三号中「(昭和二十七年法律第百八十号)」の下に「、 高速自動車国道法 (昭和三十

理由

高 速道路 の整備 に . 関 し、 その 過程の透明 性 の向上を図りつつ、 その通行者等の利便の増進等を図るため、

高 速 自 動 車 玉 道 \mathcal{O} 整 備 計 画 \mathcal{O} 策定等に当たっては、 社会資 本 整 備審 議 会の 議 を経なけ ればならないこととす

道 路 利 便 増 進 事 業とし て 高 速道 路 \mathcal{O} 車 線 \mathcal{O} 増 設に 関する 定 \mathcal{O} 事 業等 を追 加 ずる等で 所要 0 措 置 を 講ずる ほ か

るとともに、

玉

は

高

速

自

動

車

国道

 \mathcal{O}

整備

に

関

する

事業

評

価

 \mathcal{O}

結果の

公表等を行うこととし、

あ

わ

せて

高

速

玉 土開発幹線自動車 道建設法を廃止する必要がある。 これが、 この法律案を提出する理 由である。

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案 新旧対照条文

	:	○高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)	○道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)	○道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)	○道路法(昭和二十七年法律第百八十号)	○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)	〇高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)
1	1	i 10	9	: : 8	: : 7	: : 5	i i 1

_ \
傍
線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

地を明らかにしなければならない。 2 前項の政令においては、路線名、起点、終点及び主たる経過第三条 高速自動車国道の予定路線は、政令で定める。 (予定路線)	4 3 2 (略) (略)	 (用語の定義) (用語の定義) 	目次	改正案
土開発幹線自動車道の予定路線を除く。以下本条において同じ経過 を経て、高速自動車国道として建設すべき道路の予定路線(国第三条 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、内閣の議(予定路線)	4 (略) 2 (略) 3 この法律において「国土開発幹線自動車道」とは、国土開発	[「 「 「 「 の 高 第二条 (用語の定義)	目次	現行

ければならない。

「はればならない。」

国土交通大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしよ

3

(路線の指定)

から政令で指定する。 第四条 高速自動車国道の路線は、前条第一項の予定路線のうち

替えるものとする。 のは、「重要な経過地その他路線について必要な事項」と読みる。この場合において、同条第二項中「主たる経過地」とある 前条第二項及び第三項の規定は、前項の政令について準用す

ついて特に考慮されなければならない。。)を定める。この場合においては、一般自動車道との調整に

- とするときは、あらかじめ国土開発幹線自動車道建設会議(以2 国土交通大臣は、前項の予定路線について内閣の議を経ようっいて特に表願されたにおければない
- ければならない。
 路線を定めたときは、遅滞なく、政令で定める事項を告示しな国土交通大臣は、第一項の規定により高速自動車国道の予定下「会議」という。)の議を経なければならない。

3

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治第四条。高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道

国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路

線を指定したもの

要な怪過地その也路線こついて必要な事頁を明らかこしなけれる。前項の規定による政令においては、路線名、起点、終点、重令でその路線を指定したもの。

前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから

3 国に受角に回は、第一項の見ぎによる文分の刑害では女孩の「ばならない。」 要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなけれる。 前項の規定による政令においては、路網名、起点、終点、重

(整備計画)

| 2 | 第五条 (略)

- 2 -

政

(削除) 略)

第五条

(整備計画)

2

(略)

- 3 国土交通大臣 あらかじめ、 又は変更しようとするときは、「土交通大臣は、第一項又は前項 社会資本整備 [審議会]の議を経なければならないきは、政令で定める事項について 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により整備計 画 を定
- 4 は、 条の十九第一 定め、又は変更しようとするときは、 国土交通大臣 (地方自治法 当該指定都市)の意見を聴かなければならない。十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつて は、 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二 第一 項又は第二項の あらかじめ、 規定により整備計 関係都道府り整備計画を

5

5 定め、又は 国土交通大臣 変更したときは は、 第 項又は第二項 遅 一滞なく、 \hat{O} これを公表しなけれ 規定により 整備計で 画 ばを

(高 速自動 車 玉 道 0 整 備 過 程 0 透 明 性 0 確 保保

第

を定め、 及びこれを基礎とする評価を行い、 及び社会経済に及ぼすことが見込まれる影響をいう。 果計 五条の二 高速自動 規定による社会資本整備審議会の審議のために提出された資 0 画 (当該高速自 公表その他 をしようとする場合におい の変更に係る高速自動車 ようとする場合において、気を受ける場合において、気を受ける軽微な変更を除く又は整備計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く 車 国は、 国道 の整備に 動車 の必要な措置を講ずるものとする。 国道の整備に関する事業の 過程の透明 玉 道 性を確保するため、 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 整備について、 その結果を公表するほか、 実 介施が その この法律 国民生活 の把握 整備効

(資料提· 出 \mathcal{O} 要求等)

第 意見の表明 五条の三 係地方公共団体の長、 を行うため必要があると認めるときは · 九 号) 機構の理 第 事長及び高速道路株式会社法 社会資本整備 条に規定する会社の代表者に対し、 説明その他必要な協力を求めることができる。 独立行政法人日本高速道路保有 審 議 会は、 この 関係行政 法 (平成十六年法律第九 律 $\overset{\cdot \cdot }{\mathcal{O}}$ 規定による審 吸機関の 資料の提出、 で・債務返の長、関 関議

- 4 会議 玉 又は変更しようとするときは、1土交通大臣は、第一項又は前1 の議を経 なければならない。 項 政 の規定により整 令で定める事 ず頃につ いて定を定 1
- は、当該指定都市)の意見を聴かなければならない。
 条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつて
 り、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二

に対しても、 め特に必要があると認めるときは、 社会資本整備審 必要な協力を依頼することができる。 議会は この法律の規定による審議を行うた 前項に規定する者以外の

2

(連結許可等

第十一条の二(略)

2 める基準に適合するときに限り、 該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当 もの 第五条第一項又は第二項の規定により定められた整備する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結する により定められた整備計画に適合するものであること。 前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第二項の規定 連結許可をすることができる

> 連結許 可

2 第十一条の二 該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当 める基準に適合するときに限り、 国土交通大臣は、 (略) 連結許可をすることができる

もの もの 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結する前条第二号又は第三号に掲げる施設であつて、これを管理 準に適合するものであること。 計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的 により定められた整備計画に適合するものであること。 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第三項の 規定

(略)

3 { 7

(略) (略)

準に適合するものであること。

計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基

3 { 7

(傍線の部分は改正部分)

第四条 3 2 4 一当該計画の実施が当該高速道路の通行者及が刊目認める場合に限り、これに同意をすることができる。 の各部分。以下この項及び第四項において同じ。)に関する高速を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路条において同じ。)(当該高速道路について二以上の会社が管理 るほか、必要な措置を講じなければならない。の意見を反映させるため、あらかじめ、次に掲 路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この法律第七号)の規定に基づき管理を行つている高速道路(高速道 道路利便増進事業に関し、)は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法(昭和三十一年 日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等) 一 <u>分</u> 五. 一条に規定する会社(以下この条において単に「会社」という。 (高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、国民 国土交通大臣に協議し、その同意を求めるものとする。 機構及び高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第 増進を図る上で適切かつ効果的であると認められること。 国土交通大臣は、 る場合にあつては、 る評価の結果の概要 当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業(高速当該計画に定めようとする前項第一号に掲げる事項の概要 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の 九号)第五条の二の規定により公表されたこれらの事業に係 動車国道に係るものに限る。)に関する事項を定めようとす (略) 第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七 改 次に掲げる事項を定めた計画を作成し 正 次に掲げる事項を公表す 案 3 4 第四条 認める場合に限り、これに同意をすることができる。 路利便増進事業に関し、次に掲げる事項を定めた計画を作成し、の各部分。以下この項及び第四項において同じ。)に係る高速道を行う場合にあつては、それぞれその会社が管理を行う高速道路 国土交通大臣に協議し、 条において同じ。)(当該高速道路について二以上の会社が管理 路株式会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。 日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等)(高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法 ばならない。 かじめ、国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなけれ 法律第七号)の規定に基づき管理を行つている高速道路(高速道 一 <u>;</u> 五. は、共同して、当該会社が道路整備特別措置法(昭和三十一年 一条に規定する会社(以下この条において単に「会社」という。 機構及び高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号) 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、 国土交通大臣は、 増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を 号において同じ。 通じた高速道路料金(同号に規定する料金をいう。 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の 第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると σ その同意を求めるものとする。 現 の合計額を減少させることによる当該 行 第十項第一 以下この あら

(略)

Ŧī. る場合にあつては、当該事業の内容が高速自動車国道法第五条自動車国道に係るものに限る。)に関する事項が定められてい当該計画に第十項第一号から第三号までに掲げる事業(高速 項又は第二項の整備計画に適合していること。

せることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減をいう。第十項第五号において同じ。)の額の合計額を減少さ規定する徴収期間を通じた高速道路料金(同号に規定する料金 を図る上で適切かつ効果的であると認められること。 にあつては、 当該計画に第十項第五号に掲げる事務が定められている場合 当該事務の実施が機構法第十三条第一項第七号に

5 9

10 る事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、 次に掲げ

つて、高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のため必要と速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。)であ交通省令で定めるものの整備に関する事業(これに附帯する高 認められるもの 高速道路のうち当該高速道路と道路とを連結する部分で国土

又は渋滞の解消のため必要と認められるもの 除く。)であつて、当該高速道路の自動車交通の安全性の向上 高速道路の車線の増設に関する事業(前号に規定するものを

る事業であつて、 増進のためその速やかな実施が特に必要と認められるもの 事業であつて、既存の高速道路の通行者及び利用者の利便の既存の高速道路間を連絡する高速道路の新設又は改築に関す

を緩和するため必要と認められるもの (つて、高速道路に附属する既存の自動車駐車場の著しい混))附帯する通路の拡幅に関する事業その他の事業を含む。) .附帯する通路の拡幅に関する事業その他の事業を含む。) で高速道路に附属する自動車駐車場の整備に関する事業 (これ

五.

10 5 9

る事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。第一項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、 の事業を含む。)であつて、高速道路の通行者及び利用者の利業(これに附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他を連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事 高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。 次に掲げ

便の増進のため必要と認められるもの

略

2 (略)2 (略)2 (略)2 (略)2 (本会資本整備審議会の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。(社会資本整備審議会の調査審議等)	改正案
2 (略) こ (社会資本整備審議会の調査審議等)	現

(傍線
0
部
分
は
改
正
部
分
\sim

_			7
格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。3 有料道路管理者は、第二十七条第一項の規定による検査に合2 (略) 第二十九条 (略) (指定区間外の一般国道等の供用の開始)	(高速道路の新設又は改築) (高速道路の新設とは改築) (高速道路の新設又は改築) (高速道路の新設又は改築) (高速道路の新設又は改築) (高速道路の新設又は発達の表表第一項の許可をする指定市(以下「指定市」というである場合にあっては当該高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者というである場合にあっては当該高速道路の道路管理者の当時である場合にあっては当該高速道路の道路である場合にあっては当該高速道路の道路である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の当時である場合にあっては当該高速道路の道路である場合にあっては当該高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路である場合にあっては高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路管理者のは高速道路の道路管理者のは高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合にあっては高速道路の道路を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を開発してある場合に表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	改正案	
供用を開始してはならない。 第一項の規定による検査に合格した後でなけれ 第一項の規定による検査に合格した後でなけれ 第二十九条 (略) (指定区間外の一般国道等の供用の開始)	(高速道路の新設又は改築)	現	· 住 彩
れば、当該道路の一番は、第二十七条	項に規定する場別に規定する場別に規定する場合にある場合にある場合にあるまである場合にあるまである場合にあるまである。		音クに改工音グ

(傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

〇高速道路株式会社法 (平成十六年法律第九十九号)

二 (略) ニュー (略) ニュー (略) 第一項に規定する高速自動車国道 ニュー 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条	。 2 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう第二条 (略) (定義)	改正案
二 (略) 第一項に規定する高速自動車国道 第一項に規定する高速自動車国道 一 高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条	。 この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう第二条 (略) (定義)	現

(傍線の部分は改正部分)

(傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分

2

(略)

害警戒 活環 法 お 及び建築基準則の公営住宅 %境の整治 らりその け 設 区域 第 る -二年法律第五---河川 一号) 備等 権 『における土砂災実」と、19五十七号と、1940年11日十七号における土砂災実 限 的 はに属され 準法等 に 風 市 関 明 土 計 する さ (昭 日 \mathcal{O} 画 香 保法 四和二十五日日十六年は日二十六年は 特別 5 存 災害防 れた事 に に 昭 年法置 お
関
す 和 兀 年(平成十一年法律第八十一年法律第百九十三号)、住宅第五十五号)の規定による改めととされる公営住宅法の一部ととされる公営住宅法の一部 4律第百 ·項を処理すること。 |年法律第二百一号) Ź Ź 十三 止 法 特別 法律第二百一号) 対策 (昭 史 年 六十七 号) 第二十九条第三 的 0 和 法 二十二年法律第七十(昭和二十七年法律の推進に関する法律大十七号)、土砂災 風 土 第 \mathcal{O} 百 保 号) 保存及び、 ` 0) 住宅 古

2

(略)

十号)、活環境の の 八規十 年に 法お 建 け 設 る 十二年法律第五十七号)、区域等における土砂災害が河川法(昭和三十九年が 業 よりその 整 史的都 備等 に 風市 権 関 明 土 限に す 日 \mathcal{O} 画 うる村にい 保 法 存に 属させられた事項を処理すること。 九別 害年活置 お 関 和 け す 兀 十三 律 法 る る 第 育昭 史別 年 日六十七号)、昭和五十五年法 的 措 五風 律 土法 第 \mathcal{O} 百 号) 保昭 存和 ` 及四十 土 律 砂 第 律律災六生

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の法律案を照条文

○高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)

(用語の定義)

第二条 (略)

2 (略

3 国土開発幹線自動車道をいう。 この法律において「国土開発幹線自動車道」とは、 国土開発幹線自動車道建設法 (昭和三十二年法律第六十八号) 第三条に規定する

4 (略

(予定路線)

第三条 れなければならない。 線自動車道の予定路線を除く。以下本条において同じ。)を定める。この場合においては、一般自動車道との調整について特に考慮さ 国土交通大臣は、政令で定めるところにより、内閣の議を経て、高速自動車国道として建設すべき道路の予定路線 (国土開発幹

- 2 」という。)の議を経なければならない。 国土交通大臣は、前項の予定路線について内閣の議を経ようとするときは、 あらかじめ国土開発幹線自動車道建設会議 (以下「会議
- 3 国土交通大臣は、 第一項の規定により高速自動車国道の予定路線を定めたときは、 遅滞なく、 政令で定める事項を告示しなければな

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第四条 文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、 次の各号に掲げるものをいう。 政 治·経済

- 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
- 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
- 2 前項の規定による政令においては、路線名、 起点、終点、重要な経過地その他路線について必要な事項を明らかにしなければならな
- 3 国土交通大臣は、 第一項の規定による政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、 あらかじめ会議の議を経なければならない。

(整備計画)

第五条 該高速自動車国道の新設に関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、 国土交通大臣は、 前条第一項の規定により高速自動車国道の路線が指定された場合においては、 同様とする。 政令で定めるところにより、

当

- 2 された基本計画に基き定められなければならない。 項の整備計画のうち、国土開発幹線自動車道に係るものについては、 国土開発幹線自動車道建設法第五条第一項 の規定により決定
- 3 関する整備計画を定めなければならない。これを変更しようとするときも、 国土交通大臣は、高速自動車国道の改築をしようとする場合においては、 同様とする。 政令で定めるところにより、 当該高速自 動 車国道の改築に
- を経なければならない。 国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議
- 5 自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における整備計画にあつては、 国土交通大臣は、第一項又は第三項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、 あらかじめ、 関係都道府県 当該指定都市 方

の意見を聴かなければならない。

○道 路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 (昭和三十三年法律第三十四号)

」という。)第十三条第一項第六号に規定する貸付料をいう。以下この条において同じ。)の額の減額を機構が行うこととした場合に 」という。)に定められたものを、一般会計において承継する。 掲げる機構の債務(以下「機構債務」という。)で第四項の同意(第八項の変更の同意を含む。)を得た次項の計画(以下「同意計画 おける機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要なその財政基盤の確保を図るため、平成二十 進事業のために必要となる高速道路貸付料(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号。以下「機構法 一年三月三十一日までの間で国土交通大臣が財務大臣と協議して定める日(以下「承継日」という。)において、承継日における次に 速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等) 政府は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)の債務の負担の軽減により、高速道路利便

- るものに限る。)に係る債務 長期借入金に係る債務及び当該債務に係る利息(承継日以前に発生している利息のうち、承継日以後に支払われることとされてい
- 二 日本高速道路保有・債務返済機構債券及び日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)第十六条第二項に規定 する道路債券等(以下「機構債券等」という。)に係る債務(承継日前に支払期が到来した利息に係るものを除く。)
- 法第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下この条において同じ。) (当該高速道路について二以上の会社が管理を行う場合にあ つては、それぞれその会社が管理を行う高速道路の各部分。以下この項及び第四項において同じ。)に係る高速道路利便増進事業に関 共同して、当該会社が道路整備特別措置法 機構及び高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第一条に規定する会社(以下この条において単に「会社」という。)は 次に掲げる事項を定めた計画を作成し、国土交通大臣に協議し、 (昭和三十一年法律第七号)の規定に基づき管理を行つている高速道路(高速道路株式会社 その同意を求めるものとする。

- 当該高速道路について特に必要と認められる高速道路利便増進事業に関する事項
- 前号の高速道路利便増進事業のために必要となる機構による高速道路貸付料の額の減額に関する事 項
- 円滑な実施のため、 機構が前号の高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確 前項の措置によりその負担の軽減を図ることが必要となる機構債務に関する事項

些 計画其間

- 五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 機構及び会社は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、 国民の意見を反映させるために必要な措置を講じなけ ħ
- 国土交通大臣は、 第二項の計画が次に掲げる基準に適合すると認める場合に限り、これに同意をすることができる。
- 行者及び利用者の負担の軽減を図る上で適切かつ効果的であると認められること。 速道路料金 当該計画の実施が当該高速道路の通行者及び利用者の利便の増進並びに機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた (同号に規定する料金をいう。第十項第二号において同じ。) の額の合計額を減少させることによる当該高速道路 で 通
- 当該計画の実施による機構債務の負担の軽減が第二項第二号に規定する高速道路貸付料の額の減額を行うこととした場合における 当該計画の実施が当該高速道路を含む道路の交通の安全の確保とその円滑化を図る上で適切かつ効果的であると認められること。
- その他確実かつ円滑に実施されると見込まれるものであること。 機構法第十二条第一項第二号及び第三号の業務の確実かつ円滑な実施のために必要かつ最小限のものであると認められること。 当該計画の実施のため必要となる機構法第十三条第一項に規定する協定の変更の案について機構及び当該会社が合意していること
- 国土交通大臣は、 前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、 財務大臣に協議しなければならない。
- 6 機構及び会社は、第二項の計画について第四項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- な協力を求めることができる。 該振替機関の下位機関(社債等振替法第二条第九項に規定する下位機関をいう。以下同じ。)に対し、 等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用があるものを取り扱うことについ て社債等振替法第十三条第一項の同意を与えた振替機関(社債等振替法第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)及び当 機構は、 第二項の計画を作成するために必要があると認めるときは、第一項第二号に掲げる債務に係る機構債券等のうち社債、 資料又は情報の提供その他必要
- らない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。 機構及び会社は、第四項の同意を得た第二項の計画の変更をしようとするときは、 国土交通大臣に協議し、 その同意を得なけ ればな
- 国土交通大臣は、承継日を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、
- 項及び第二項の「高速道路利便増進事業」とは、次に掲げる事業又は事務であつて、会社が行うものをいう。
- \otimes 必要と認められるもの に附帯する高速道路の車線の増設に関する事業その他の事業を含む。)であつて、 高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に関する事業 高速道路の通行者及び利用者の利便の増進のた

 \mathcal{O} 額の合計額を減少させることにより高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るものに限る。)であつて、当該高速道路を含 高速道路の区間を限つた特別な高速道路料金の額の設定(機構法第十三条第一項第七号に規定する徴収期間を通じた高速道路料金 道路の自動車交通の円滑化のため必要と認められるもの

○国土開発幹線自動車道建設法(昭和三十二年法律第六十八号)

(目的)

第一条 と関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。 欠の基盤たる全国的な高速自動車交通網を新たに形成させるため、 この法律は、国土の普遍的開発をはかり、画期的な産業の立地振興及び国民生活領域の拡大を期するとともに、産業発展の不可 国土を縦貫し、 又は横断する高速幹線自動車道を開設し、 及びこれ

(定義)

第二条 う。)のみの一般交通の用に供することを目的として設けられた道をいう。 この法律で「自動車道」とは、 自動車 (道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第二条第二項に規定する自動車をい

(国土開発幹線自動車道の予定路線)

第三条 の予定路線は、 第一条の目的を達成するため高速幹線自動車道として国において建設すべき自動車道 別表のとおりとする。 (以 下 「国土開発幹線自動車道」という。

第四条 削除

(建設線の基本計画)

- 第五条 らない。 建設に関する基本計画 建設をはかるため必要な事項を考慮し、国土開発幹線自動車道の予定路線のうち建設を開始すべき路線(以下 国土交通大臣は、高速自動車交通の需要の充足、国土の普遍的開発の地域的な重点指向その他国土開発幹線自動車道の効率的な (以下「基本計画」という。)を立案し、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経て、これを決定しなければな 「建設線」という。)の
- 2 国土交通大臣は、 政令で定めるところにより、公表しなければならない。 前項の規定により建設線の基本計画を決定したときは、 遅滞なく、 これを国の関係行政機関の長に送付するととも

- 3 の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、 同項の公表の日から三十日以内に、政令で定めるところにより、 玉
- 4 前項の規定による意見の申出があつたときは、 国の行政機関の長は、これをしんしやくして、必要な措置を採らなければならな

(建設線の基本計画と関連する事項の調整)

第六条 道の沿線における新都市又は新農村の整備又は建設に関し、 国土交通大臣は、 第一条の目的を達成するため、 建設線の基本計画に照らして必要があると認めるときは、 国の行政機関の長の処分について必要な調整をすることができる。 国土開発幹線自動車

第七条 削除

(資金の融通のあつせん)

第八条 路線の建設に必要な資金の融通をあつせんすることができる。 (昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する一般自動車道をいう。)について当該事業の免許を受けた者に対し、当該 政府は、建設線の基本計画に照らして必要があると認めるときは、国土開発幹線自動車道に接続する一般自動車道 (道路運送法

損失補償と相まつ生活再建又は環境整備のための措置)

政令で定めるところにより、その受ける補償と相まつて行なうことを必要と認める生活再建又は環境整備のための措置について、 実施に努めなければならない。 国土開発幹線自動車道の建設に必要な土地等を供したため生活の基礎を失う者がある場合においては、政府は、その者に対し、

(基礎調査)

第十条 ばならない。

現十条 政府は、 国土開発幹線自動車道の予定路線について、すみやかに建設線の基本計画の立案のため必要な基礎調査を行なわなけれ

(会議の設置)

第十一条 この法律及び高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九号) 通省に国土開発幹線自動車道建設会議 (以下「会議」という。) を置く。 によりその権限に属させられた事項を処理するため、 国土交

第十二条 削除

第十三条 会議は、委員二十人以内をもつて組織する。

- 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- 二 参議院議員のうちから参議院の指名した者一 衆議院議員のうちから衆議院の指名した者 四六人人
- 学識経験がある者のうちから国土交通大臣が任命する者 十人以内
- 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- 第二項第三号に掲げる委員の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 委員は、非常勤とする。

5

(関係都道府県知事の意見の聴取)

第十四条 会議は、その所掌事務を処理するため必要があるときは、 関係都道府県知事の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(資料の提出)

第十五条 国の関係行政機関の長は、 会議の求めに応じて、資料の提出、 意見の陳述又は説明をしなければならない。

(政令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、会議の組織及び運営その他この法律を実施するため必要な事項は、 政令で定める。

附 則

1 この法律は、 公布の日から施行する。

2 (略)

別表 (第三条関係)

北海道縦貫自動車道	路
<u>「</u> 動車道	線
	名
函館市	起
	点
稚内市	終
	点
室蘭市付近	\
札幌市	主
岩	た
見沢市	る
旭川市付近	経
近	過
	地

	東関東自動車道	常磐自動車道		関越自動車道	東北中央自動車道	日本海沿岸東北自動車道			東北横断自動車道		東北縦貫自動車道		北海道横断自動車道
水戸線	館山線		上越線	新潟線		単道	いわき新潟線	酒田線	釜石秋田線	八戸線	弘前線	網走線	根室線
	東京都	東京都		東京都	相馬市	新潟市	いわき市	仙台市	釜石市		東京都	た プ田	公內丁 北海道寿都郡黒
水戸市	館山市	仙台市		新潟市	横手市	青森市	新潟市	酒田市	秋田市		青森市	網走市	根室市
	習志野市	柏市 土浦市 水戸市 いわき市 相馬		川越市 本庄市	福島市付近 米沢市付近 山形市付近	光沢市付近 米沢市付近		山形市付近 鶴岡市付近	花卷市付近 北上市 横手市付近		山台市 遂め市 宇都宮市 福島市	海道足寄郡足寄町付近 - 考迈古传说 - 才	· 又長片寸丘 虹田郡倶知安町
茨城県鹿島郡鹿島町	千葉市付近 木更津市	相馬市付近	高崎市付近 長野市付近	前橋市	新庄市付近	秋田市付近 能代市付近				八戸市	鹿角市 弘前市	北見市	釧路市

北関東自動車道		高崎市	那珂湊市	前橋市付近 字都宮市付近 水戸市付近	近
中央自動車道	富士吉田線	東京都	富士吉田市	神奈川県津久井郡相模湖町 大月市	
	西宮線		西宮市	甲府市(諏訪市) 大月市 神奈川県津久井郡相模湖町 大月市	都市 吹田市 大津市 京飯田市 中津川市 小牧
	長野線		長野市		松本市付近
第一東海自動車道		東京都	小牧市	横浜市 静岡市 浜松市 豊橋市 名士	名古屋市
東海北陸自動車道		- 中時一	砺波市	関市 岐阜県大野郡荘川村付近	
第二東海自動車道		東京都	名古屋市	厚木市付近善静岡市付近	
中部横断自動車道		清水市	佐久市	山梨県中巨摩郡甲西町付近	
北陸自動車道		新潟市	原町一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	上越市 富山市 金沢市 福井市 敦恕	敦賀市
近畿自動車道	伊勢線	名古屋市	伊勢市	四日市市	津市
	名古屋大阪線		吹田市		天理市 大阪市
	名古屋神戸線	名古屋市	神戸市	四日市市付近 大津市付近 京都市付近	近 高槻市付近
	紀勢線	松原市	和村三重県多気郡勢	和歌山市 田辺市付近 新宮市付近 屋	尾鷲市付近

	九州横断自動車道		九州縦貫自動車道	四国横断自動車道	四国縦貫自動車道	山陰自動車道				中国横断自動車道	山陽自動車道	中国縦貫自動車道	
延岡線	長崎大分線	宮崎線	鹿児島線				広島浜田線	尾道松江線	岡山米子線	姫路鳥取線			敦賀線
熊本県上益城郡	長崎市		北九州市	阿南市	徳島市	鳥取市	広島市	尾道市	岡山市	姫路市	吹田市	吹田市	吹田市
延岡市	大分市	宮崎市	鹿児島市	大洲市	大洲市	美祢市	浜田市	松江市	境港市	鳥取市	下関市	下関市	敦賀市
宮崎県西臼杵郡高千穂町付近	佐賀市 鳥栖市 甘木市 日田市付近		福岡市 鳥栖市 熊本市 えびの市	近 宇和島市付近 高知市付近 須崎市 中村市付徳島市 高松市 川之江市付近 高知市付近 須崎市 中村市付	徳島県三好郡池田町付近 松山市付近	米子市付近 松江市付近 浜田市付近 長門市付近	広島県山県郡千代田町付近	三次市付近	岡山県真庭郡落合町付近 米子市付近	兵庫県佐用郡佐用町付近	口市 宇部市付近 岡山市付近 広島市 岩国市付近 山神戸市付近 姫路市付近 岡山市付近 広島市 岩国市付近 山	山口市 兵庫県加東郡滝野町 津山市 三次市 島根県鹿足郡六日市町	三田市付近 福知山市 舞鶴市 小浜市付近

東九州自動車道 御船町 北九州市 鹿児島市 鹿屋市付近 橋市付近 大分市付近 延岡市付近 宮崎市付近 日南市付近

○道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

(社会資本整備審議会の調査審議等)

第七十九条 社会資本整備審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、国土開発幹線自動車道建設会議の権限に属せしめられた事項を除き、 - 社会資本整備審議会は、前項に規定する事項について、関係行政機関に建議することができる。道路整備計画、国道の路線の指定又は道路の構造及び工法その他道路に関する制度を調査審議する。

2